

## 同志社大学政法会役員表彰規程

### (目的)

第1条 同志社大学政法会役員表彰規程（以下、本規程という。）は、永年にわたり政法会活動に貢献された役員（以下、永年貢献者という。）及び政法会活動に顕著な業績を挙げられた役員（以下、業績貢献者という。）に対し、慰労と感謝の意を表することを目的とする。

### (永年貢献者表彰)

第2条 永年貢献者とは、次に掲げる者とする。ただし、第1号の規定にかかわらず、当該期間を満たさない者についても、別に細則で定める一定の役職者については、その在任期間に乗率を積算した期間を加算することにより表彰対象とすることができる。

- (1) 20年貢献者
- (2) 30年貢献者
- (3) 40年貢献者
- (4) 50年貢献者

2 本規程施行日現在既に退任された存命役員で、前項の要件を満たす者についても表彰対象とすることができる。

3 同一人が、第1項に掲げる要件を満たした場合には、その都度表彰を受けることができる。

4 顧問又は顧問を退任した者は、本規程に基づく表彰の対象外とし、その在任期間は、第1項に定める期間に算入しない。

5 第1項に掲げる者の期間は、通算とする。なお、期間の計算については、1年単位とし、6ヶ月以上の在任期間は1年とみなすものとする。

### (業績貢献者表彰)

第3条 政法会活動に顕著な成果を挙げ表彰に値すると認められる場合も表彰対象とすることができる。

### (表彰対象者)

第4条 表彰対象者は、正会員の資格を有する本部役員及び地域支部役員とする。

(表彰申請)

第5条 第2条及び第3条に定める者については、総務委員会が申請するものとする。ただし、地域支部表彰対象者については、地域支部長（利益相反関係がある場合には、他の同一地域支部役職者）から申請書を第7条に定める表彰時期の会合の開催日3か月前までに総務委員会に提出しなければならない。

(表彰決定)

第6条 常務委員会は、前条の申請書に基づき会議・行事等の出席状況、業績などを審査の上、表彰対象者を決定する。

(表彰時期)

第7条 表彰式は、定時総会又は地域支部長懇談会、地域支部総会等にて行う。

(表彰方法)

第8条 表彰は、会長から表彰状を授与することにより行う。

2 やむを得ない理由により表彰式当日に出席できない場合には、速やかに表彰状を表彰対象者に送るものとする。

(物故者の扱い)

第9条 本規程施行日現在で第2条第1項の要件を充足している存命者については、施行日の翌日以降に逝去された場合にも表彰対象とし、遺族に対して表彰状を授与する。

(辞退)

第10条 表彰対象者の資格要件を具備している者は、特段の理由がなくても表彰を辞退することができる。

(所掌)

第11条 本規程に基づく表彰に関する事務は、総務委員会が所掌する。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、常務委員会において決する。

附則

- 1.本規程は、2021年11月14日から施行する。
- 2.永年貢献者表彰式の初回開始日については、常務委員会で決する。

附則

- 1.本規程の改正は、2022年7月16日から施行する。
- 2.第3条の施行時期については、今後総務委員会において評価基準など詳細を協議した上で常務委員会にて決する。